

令和 6 年度
指定障がい福祉サービス事業者等
集団指導
(報酬改定編)

大阪市福祉局障がい者施策部

令和 6 年度報酬改定について

本研修では、令和 6 年度報酬改定について、各サービスに共通する内容を説明します。

詳細については、下記リンク先資料をご覧ください。

この研修資料のリンクは集団指導ホームページに掲載のPDF版の資料から確認することができます。

【参考リンク先】

大阪市HP：[令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定について](#)

厚生労働省HP：[令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定について](#)

こども家庭庁HP：[令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について](#)

障がい者等の意思決定支援の推進について（障がい者の場合）

- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮すること
- サービス担当者会議及び個別支援会議について障がい者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認すること等

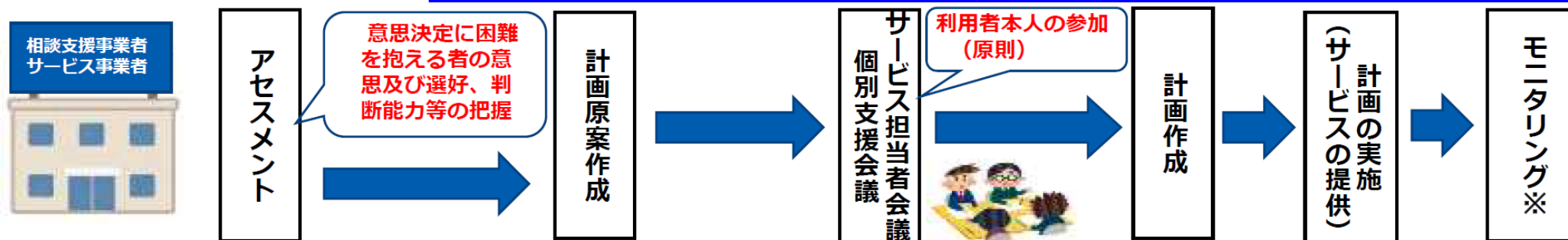
【参考】

「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて（平成29年3月31日付け障発0331第15号厚生労働省）」

（厚生労働省報酬改定資料から）

（参考）障害者の意思決定支援のプロセス

相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示 1

障がい児の意思の尊重と最善の利益の考慮（障がい児の場合）

- 障がい児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう支援内容の検討を行うこと
- サービス担当者会議について、障がい児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、個別支援計画の原案について障がい児及び通所給付決定保護者の意見を求めること等

【参考】

児童発達支援ガイドライン

放課後等デイサービスガイドライン → [こども家庭庁HP](#)

保育所等訪問支援ガイドライン

利用者等の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

【対象：計画相談支援、障がい児相談支援、地域相談支援、自立生活支援、就労定着支援を除く全サービス】

- 本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向（障がい児の場合は年齢等に配慮する）を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべきであること
- 把握した本人の意向については、サービス提供記録や面談記録等に記録すること

個別支援計画の指定特定相談支援事業者等への交付

【対象：短期入所、計画相談支援、障がい児相談支援、地域定着支援、福祉型障がい児入所施設、医療型障がい児入所施設を除く全サービス】

- 障がい者（児）の状況を踏まえた個別支援計画の作成を推進する観点から、令和6年4月以降サービス管理責任者等が作成し利用者（給付決定保護者）の同意を得た個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。
- 相談支援事業者へ交付する個別支援計画は、利用者（給付決定保護者）の同意を得たものであれば、署名がないものでも可。

虐待防止措置未実施減算の適用について

- 施設・事業所における障がい者虐待防止の取組を徹底するため、障がい者虐待防止措置を未実施の事業所等について、**虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1％を減算）**を創設。

（参考）障がい者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催（1年に1回以上）し、その結果について従業者に周知すること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

上記の措置が講じられていない場合、事実が生じた月（運営指導を実施した月）の翌月から改善が認められた月までは利用者全員について所定単位数を減算する必要があります

情報公表未報告減算の適用について

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、本市に対し情報の登録を行う必要があります。障害福祉サービス等情報公表システム（WAM NET）上、情報の登録について未報告となっている事業所は「情報公表未報告減算」を適用する必要があります。（サービスによって、所定単位数の5%又は10%を減算）

【減算が適用される要件・期間について】

（令和6年4月以降に新規指定を受けた場合）

情報公表システムのID等が付与された翌月中に、事業所情報等を登録し、申請処理が行われていない場合、情報公表システムのID等が付与された月の翌々月から情報公表システムに事業所情報等を登録し、申請処理を行った月まで

（令和6年3月以前に指定を受けている場合）

令和6年4月時点で、本市に1度も申請を行っていない場合は、令和6年4月から本市に申請を行った月まで

業務継続計画（BCP）未策定減算の適用について

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障がい福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画の策定の徹底を求める観点から、基本報酬を減算する（所定単位数の1%又は3%を減算）。

【減算が適用される要件・期間について】

（減算が適用される要件）

- ・ 感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定
- ・ 当該業務継続計画に従い従業者に対して研修及び訓練を行う等必要な措置を講じていない。

（減算適用期間）

- ・ 減算が適用される要件に該当した月の翌月から、減算が適用される要件に該当しなくなった月まで

（その他）

- ・ 令和7年3月31日までの間は「感染症の予防及びまん延防止のための指針」及び「非常災害計画に関する具体的計画」の策定が行われている場合には、当該減算の適用は不要
- ・ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障がい児相談支援においては、令和7年3月31日までの間は、当該減算の適用は不要

身体拘束廃止未実施減算の適用単位数の変更について

【対象：計画相談支援、障がい児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス】

●身体拘束等の適正化の徹底を図る観点から、令和6年4月より減算される単位数が変更になりました。

（施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10％に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1％に見直す。）

（※）施設・居住系：障がい者支援施設（施設入所支援のほか、障がい者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障がい児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練
訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障がい者支援施設が行う各サービスを除く）

報酬改定編は以上です。
各サービス編にお進みください。